

Weekly コラム

平成 27 年 12 月 8 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

忘年会費用の取り扱い

寒さが本格的になると忘年会の季節です。仕事からみの忘年会にもいろいろなパターンがありますが、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

1. 全社員を対象として事業所ごとに行われた忘年会
2. 一部社員や役員だけで行った忘年会
3. 営業部の社員が取引先と行った忘年会

これらに要した費用を会社が負担した場合を見えます。

◆全社員を対象として行われた忘年会

社員や役員を慰労する為に行われる忘年会費用で次に該当する場合には税務上福利厚生費として損金で取り扱われます。

1. 「社内の行事」として行われ、従業員等に「おおむね一律」に供与されるものであること
2. 「通常飲食に要する費用」であること

これは必ずしも忘年会が全社員全部集まって行うということではなく、社内行事として部ごと等の単位で行われるものでも福利厚生費となります。

通常に飲食に要する費用とは社会通念上一般に供与される程度、常識範囲内の費用ということです。また普通、二次会は任意参加が多いので交際費として扱われます。

◆一部社員や役員だけで行った忘年会

特定の者だけが参加する忘年会で参加者の費用を法人が負担した場合はおおむね交際費となります。忘年会に参加しなかった社員に現金の支給をするのであれば給与となります。

◆営業部の社員が取引先と行った忘年会

普通、取引先を接待する目的で行われる忘年会費用は交際費になります。この場合 1 人当たりの飲食費用が 5 千円以下である時は交際費ではありません。

飲食費用の交際費については、平成 26 年度の改正で資本金 1 億円以下の法人は 1 人当たり 5 千円を超える費用、並びに法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待費用の 50% の損金算入、あるいは年 800 万円までの交際費の損金算入が認められています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。